標柱七号から七度三二分三二秒
九四・〇六六メートルの地点
標柱八号から五四度〇七分三三秒
一四六・〇四五メートルの地点
標柱九号から一二一度二七分四九秒
四九・〇〇四メートルの地点
標柱十号から一六五度〇五分一六秒
四一・二五三メートルの地点
標柱十一号から一四三度四六分五〇秒
七二・四一六メートルの地点
標柱十二号から一八四度三三分一三秒
四六・一二六メートルの地点
標柱十三号から一二六度〇七分一〇秒
七八・九七一メートルの地点
標柱十四号から一六五度〇一分〇四秒
二九・〇七三メートルの地点
標柱十五号から一一五度三一分四三秒
五七・三〇二メートルの地点

八号
九号
十号
十一号
十二号
十三号
十四号
十五号
十六号

○環境省告示第三十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十七日

環境大臣　斉藤　鉄夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
イ　氏名又は名称　三重中央開発株式会社
ロ　住所　三重県伊賀市予野字鉢屋四千七百十三番地
ハ　代表者の氏名　代表取締役　金子文雄
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
三重県伊賀市予野四千六百九十六番一、四千六百九十六番二、四千七百番一、四千七百番二、四千七百一番一、四千七百一番五、四千七百一番六、四千七百一番七、四千七百一番十、四千七百一番十一、四千七百二番一、四千七百二番二及び四千七百二番三
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
廃石綿等
五　申請年月日
平成二十一年三月三十日
六　縦覧場所
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、三重県環境森林部廃棄物対策室及び伊賀農林商工環境事務所環境室並びに伊賀市生活環境部環境政策課及び環境センター

○北海道開発局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十七日

北海道開発局長　関　克己

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百四十二号　北海道足寄郡陸別町字陸別東二条一丁目二番二〇から同町字陸別原野基線三一九番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年八月十七日

○北海道開発局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十七日

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　千歳恵庭圏都市計画道路事業三・四・二十一号九線通
三　事業施行期間　自平成二十一年八月十七日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道千歳市北陽一丁目、あずさ三丁目、北信濃及び都地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十七日

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　北見都市計画道路事業三・三・五号とん田通
三　事業施行期間　自平成二十一年八月十七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道北見市広明町、北光及び北上地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十七日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　本別都市計画道路事業三・四・五号本別公園通
三　事業施行期間　自平成二十一年八月十七日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道中川郡本別町南一丁目、柏木町及び向陽町地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十七日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・三・四十六号弥生新道及び三・二・五号白樺通
三　事業施行期間　自平成二十一年八月十七日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道帯広市西十七条南三丁目、西十七条南四丁目、西十八条南三丁目及び西十八条南四丁目地内
使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十七日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那覇市字上間前田原三九六番一地内	前	四四・〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	四六・五メートル	〇・〇三四

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所